

平成 29 年 6 月定例議会

平成 29 年 6 月 7 日

村長 提案説明

本日ここに、平成 29 年朝日村議会 6 月定例会を招集いたしました所、議員の皆様方にはお揃いでご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、近年の地球温暖化は、世界規模で異常気象が多発しており、国際的課題として、190ヶ国以上が合意した地球温暖化防止のパリ協定が締結され、各国が排出ガス削減対策の目標値を定め推進するとしております。

しかしながら、従来から各課題に対して国際社会で指導力を発揮してきた米国が、パリ協定から離脱すると表明されました。温暖化対策は地球規模の課題であり、人類を始め地球上の生物の生存に深く関わる重大な課題であり、国際社会で一致した取組みが求められております。

そこで、長野地方気象台によりますと、松本地方は今年の春（3月～5月）の3ヶ月の平均気温は平年より0.5℃高く、降水量は平年の7割程度で、日照時間は、平年より1割多かったと発表されました。

この内、5月の天候は平均気温が平年より1.7℃高く、30℃以上の真夏日が5日あり、5月20日～23日の4日連続の真夏日は、観測史上、最長の連続記録という事でありました。

一方、5月31日の夕方に降りました雹（ヒョウ）は上組地区から下古見地区へ南から北への帯状での降雹でありました。3年前の平成26年6月3日に降りました雹被害より小規模で被害は少なく、大きな影響でなかったことが幸いでありました。

次に、県消防防災航空隊殉職者の追悼についてでございます。

去る、3月5日（日）に発生した県消防防災ヘリコプターの墜落事故は、塩尻市鉢伏山頂付近で訓練飛行中の大惨事となり、乗組員9人が全員即死という悲惨な事故でありました。

この事は、去る3月議会最終日のあいさつで報告をし、一般質問の前段で議員の皆様と共に犠牲者のご冥福をお祈り申し上げたところでございます。

この度、去る５月３０日に県並びに県消防長会主催による長野県消防防災航空隊殉職者合同追悼式が、松本の県民文化会館（キッセイ文化ホール）で営まれました。

犠牲者９人の隊員には、各関係機関から顕彰・表彰がそれぞれご遺族に伝達されました。この内、松本広域消防局派遣の２人が殉職されております。派遣隊員の各母体であります県内消防局、または、各広域消防局管理者の長野市長、松本広域の松本市長、上田広域の上田市長、佐久広域の佐久市長、大北広域の大町市長、及び、県危機管理部長が追悼の辞を述べられました。隊員は職務がら己の危険をも顧みず、人命救助という崇高な精神のもとに職務に精励された事を称え、参列者全員でご冥福をお祈り申しあげました。

なお、当村からは、清沢議長、柳沢消防団長と３人で参列をいたしました。

次に、農畜産物の放射線物質検査についてでございます。

６年前の、平成２３年３月の福島第１原子力発電所の大事故以来、県内では農畜産物の放射性物質検査を県主導により実施し、村内の農畜産物の状況について、機会ある毎に報告をしてきた所でございます。

県は、食品中の放射性物質に関するガイドラインに基づき、事故後から本年３月まで、検体の調査を実施してきましたが、県内では平成２４年１０月以降は、全ての品目において不検出となっております。

また、国は、原発事故から５年を経過し放射線濃度が低下傾向である事から、ガイドラインの改訂を本年３月に施行いたしました。

この様な状況を踏まえ、県は本年度以降の対応について、見直しを行い、米、野菜、果実、栽培きのこ、乳製品など農畜産物の検査については、本年３月をもって終了する事になりました。

但し、牛肉については、全国の主要市場において全頭検査が継続されている状況に鑑み、当面検査を継続することとしております。

いずれにいたしましても、消費者の不安をなくすため、安全な農畜産物の生産と正確な情報発信が、今後とも求められる事になります。

次に、森林環境税（仮称）の創設についてでございます。

ご案内のとおり、長期に亘る安価な外国材の輸入により、国内産木材価格の低迷は、当村におきましても林業離れが生じ、最盛期には村内６事業所がありました製材所は撤退し、山林従事者は皆無となっております。

しかしながら、戦後植林をされ、手入れをされました山林は、活用期を

迎えており、しかも、国際的課題の地球温暖化対策には、森林吸収源対策の推進が不可欠といわれております。

このように、重要な時期でありまして私共山村は、人口減少社会を迎え、山林活性化の具体的対応は極めて厳しい状況であります。

特に、民有林は国土の3分の1に当る広大な森林といわれ、当村では、個人所有林は山林の25%を占め、いわゆる私有林でございまして、現状は放置され、相続もままならず、全国的には所有者不明の山林があるといわれております。

また、当村におきましては、昭和の大合併の時期に、村有林を三区生産森林組合、西洗馬生産森林組合に分配した経緯の中で、現在は、各森林組合とも脱退される方が多数おられ、今後の大きな課題となっております。

このような現状を踏まえ、中山間の市町村は、温室ガス削減のため森林吸収源対策を含めた、山林の活性化による山林従事者の育成や安定した施業計画が重要な課題となります。

更に、森林づくりを推進するには、各市町村は恒久的・安定的な財源の裏付けによる受皿の体制造りが必要となります。

私は、県水源林造林協議会長として、また、全国水源林造林協議会理事として、機会ある毎に国に要望活動をしてきました所、政府・与党は「平成29年度税制改正大綱」で、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において、結論を得るとの方針が示されました。

県は、平成20年度から独自の森林税を制定し、現在、全国37県で単独の森林税により取り組んでおりますが、当村は逸早く平成21年度から県の森林税を積極的に活用し、里山整備がされた所から、国の補助金を活用した鳥獣被害防止柵を設置して、野生動物からの被害防止に努めております。

そこで、森林環境税（仮称）創設の狙いは、市町村が森林づくりの計画的取り組みにより、山林従事者の安定した雇用の確保を始め、地球温暖化防止にとどまらず、国土の保全や水源の涵養等々地方創生に繋るものであり、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることにより、森林を持つ山村対策の抜本的強化となり得るものでありまして、議会を始め村民の皆様のご理解とご協力を願うものでございます。

それでは、この際当面しております懸案事項等につきまして若干申しあ

げます。

まず初めに、新役場庁舎の建設についてでございます。

去る、３月２７日の臨時議会で本体工事請負業者の議決に伴い、早速４月１１日に、現地において建設工事の安全祈願祭並びに起工式を執り行いました。

現在は、用地の造成工事中でございます。８月上旬、お盆前には基礎工事を、盆過ぎには木構造建屋の建築に進む計画でございます。現時点では、計画通りの進捗となっております。

いよいよ建設工事が着工されましたので、工事期間中は、工事車両の通行や建築に伴う騒音等、近隣の皆様にご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、人口の高齢化についてでございます。

ご案内のとおり、我国は世界に類をみない少子高齢社会が進行し人口減少時代を迎えております。

県の発表によりますと、本年４月１日現在県の高齢化率は３１％で、当村は３１．１％となっております。お蔭様で私が村長就任以来、当村の高齢化率は県の平均値を推移してきております。

このような状況の中で、当村には９０才を過ぎても、レタス栽培等農作業で、また、工場経営等において、第１線ではつらつと取組まれております方々がおられます事は、正に生涯現役のモデルとして敬意を表するものでございます。

また、昨年 OPEN いたしました「えべや かたくりの里」は予想以上の利用状況でございます。高齢者の皆様の生きがいの場として活用されますよう期待をするものでございます。

一方、当村は、１５才未満の人口割合が１１．４％で、県平均１２．７％より低く、中学生以下の人口確保は今後の課題でございます。

なお、既に報道されておりますが、後期高齢者医療保険の過誤につきまして、国のシステムに誤りがあり、県広域連合で調査がされております。

当村では、平成 26 年度分の国保税で１名の過少徴収があり、平成 20 年度分の後期高齢者医療保険で１名の過大徴収となっております。還付につきまして今定例会補正予算でお願いしてございます。

次に、県営中山間総合整備事業についてでございます。

この事につきましては、去る３月議会で、取組み方針を申しあげており

ますので、本年度事業計画策定等について申し上げます。

去る5月に、該当地域地権者等70名の皆様に説明会を行い、基本合意をいただきましたので、5月末から該当地域毎に地権者と協議を始め、昨日までに、6地域の内4地域で協議を実施しており、7月中旬を目途に事業計画の策定をしてまいりたい予定でございます。

事業予定は、圃場整備6ヶ所、用排水施設4ヶ所、集落道整備1ヶ所、農道整備1ヶ所、活性化施設1ヶ所でございます。地権者の同意により、国・県に事業要望書を提出し、事業採択がされれば平成30年度から5ヶ年計画で事業実施を行うものでございます。

事業費につきましては、おおよそ10億を見込み国・県の補助を85%見込んでおります。

いずれにいたしましても、当村の大型構造改善は最後の機会と捉えておりますので、地権者の皆さんには、自己耕作地の将来を見据え、ご理解を願うものでございます。

次に、松くい虫被害対策についてでございます。

このことは、昨年当村に初めて被害木1本が発生し、機会ある毎に申しあげ村民の皆様から感心を持って注視していただき、早期発見、早期対応による被害拡大を防ぐ事に務めてまいりました。

これにより、去る3月定例会でも申しあげ樹幹注入による予防や、薬剤の地上撒布による予防に補助金支給をし村民の皆様から対応していただくよう周知したところでございます。

また、去る5月末には松くい虫防除対策協議会を開催し、区長さん方には自宅裏山の山林について各自で薬剤の地上撒布等に協力いただくようお願いいたしました。

この度、林業総合センターに鑑定依頼をしておりました松枯損木3本について、昨日6日に、2本からマツノザイセンチュウが検出された報告がありました。

村では、早速地権者の了解を得て、広域森林組合に燻蒸処理を依頼した所でございます。

場所につきましては、1本は下古見（株）デリカウェーブパン工場の裏山で、他の1本はピュアラインあさひの上流で、高圧送電線付近でございます。

また、この付近では松本市今井地籍でも発生が確認されており松本市が対応いたします。

この状況を踏まえますと、横出ヶ崎からの古見山と、ピュアラインあさ

ひから小野沢への巾の松は、今後被害が拡大するものと思われます。
早期に、何らかの抜本対策が求められる事になりました。

次に、埋蔵文化財の発掘調査についてでございます。

県道中組バイパスの計画推進に当り、道路敷用地の埋蔵文化財調査で、山鳥場遺跡の発掘調査につきましては、機会ある毎に申しあげてきましたが、本年4月、三ヶ組遺跡について試掘調査を実施した所、過去の圃場整備で大規模な構造改善がされた事により、遺跡や遺物の痕跡は確認できず、発掘調査は不用と判断されました。

これにより、現在道路工事に着手されております。

なお、山鳥場遺跡については、昨年の残分について現在発掘調査が進められております。

それでは、只今上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、報告3件、予算5件の計8件でございます。

まず初めに、報告第1号、第2号につきましては、平成28年度 朝日村一般会計、及び、下水道特別会計につきまして、それぞれ平成29年度に繰り越しました繰越明許費を法の定めによりまして、報告するものでございます。

次に、報告第3号につきましては、平成28年度 朝日村土地開発公社の経営状況の説明でございます。

次に、議案第32号から第36号までは補正予算でございます。

まず、議案第32号 平成29年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、5,071万円を追加し、予算総額を41億131万円とするものでございます。

この内、歳入の主なものは、繰越金が2,595万円、国庫支出金が747万円、県支出金が748万円、村債が600万円等でございます。

歳出の主なものは、地方創生交付金で行う、木質資源循環利用推進事業

委託料に2,000万円、新庁舎建設に伴う村産材の調達業務の追加に1,550万円、新庁舎への防火水槽の設置に600万円、元気づくり支援金で行う村産カラマツのPR用家具製作に380万円、かたくりの里の排水設備の改修工事に242万円、宝くじ助成事業で行う小野沢区のコミュニティ備品整備に170万円、同じく消防団の安全装備品の整備に105万円、その他、人事異動に伴う人件費の組み替え等でございます。

次に、議案第33号から議案第36号までは特別会計の補正予算でございます。

国民健康保険特別会計につきましては、国保の制度改革に伴うシステム改修費224万円を追加するものでございまして、下水道特別会計につきましては、216万円を追加するもので、マンホールポンプ管理システムの更新176万円が主な内容でございます。

なお、今会期中に農業委員会委員の人事案件につきまして、追加提案させていただきます予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきまして、ご説明を申しあげましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。